

必ず裏面の約款も両面コピーしたものを使用してください。

(貸与 編入学)

貸与

〔貸与奨学金〕確認書兼個人情報取扱いに関する同意書

提出用(表面)

〔大学〕

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、大学へ編入学したことにより、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）の奨学金の継続貸与を願ひ出るにあたり、奨学金案内の記載内容及び以下に記載の貸与申込の条件、個人情報取扱いに関する各同意条項、機構の諸規程並びに裏面記載事項について、確認し、同意のうえ、返還することを確約し、本確認書兼個人情報取扱いに関する同意書を提出します。また、機構に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が利用することに同意します。機関保証を受ける場合には、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に支払うべき保証料は、機構が奨学金の交付の際にあらかじめ貸与金額から差し引いて支払うこととしてください。

*必ず本人が記入してください。

奨学金申込時の申込ID (注)		提出年月日(西暦)										
		年 月 日										
本 人	学 校 名		学部・課程・分野		学科・専攻・研究科		学籍(学生証)番号					
							ここに記入					
氏 名	フリガナ	現住所		電話番号(自宅)		電話番号(携帯)						
	漢字											
生年月日		西暦		年 月 日		性別(任意)		男 ・ 女				

※飛び級等で、申込者本人（あなた）が未成年（18歳未満）の場合は、親権者欄のある書式に記入が必要です。書式については学校へお問い合わせください。

(注) 編入学前の学校で貸与を受けていた貸与奨学金の申込時における申込IDを記入してください。

申込IDはZD又はYDで始まる10桁の英数字です。不明な場合は空欄で構いません。

【個人情報取扱いに関する同意条項】 機構における、個人情報情報機関への登録及び利用は、貸与奨学金の返還を延滞した場合のみ行います。

(個人情報情報の利用・登録等)

1. 私は、貸与奨学金の返還が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人情報情報機関及び同機関と提携する個人情報情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個 人 情 報	登 録 期 間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不著の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人情報情報機関を利用した日及び本契約又はその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。
3. 前2項に規定する個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。
- ①機構が加盟する個人情報情報機関：全国銀行個人情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/pcid/>
- ②同機関と提携する個人情報情報機関
- ・ ㈱日本信用情報機構 <https://www.jicc.co.jp/> ・ ㈱シー・アイ・シー <https://www.cic.co.jp/>
- (代位弁済後の情報提供について)
4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人情報情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人情報情報機関に登録されることに同意します。

左記の個人情報情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

確認書兼同意書は、本人控としてコピーを取り返還誓約書を提出するまで大切に保管してください。

学校番号

--	--	--	--	--	--	--	--

25.04

黒又は青の摩擦等で消えないボールペンを使って記入してください。

提出用(裏面)

選べる方式（「定額返還方式」というか）、預金主が故人日本円で定額（機
関標準）に（いう）が収入に変動して支出した別額金で返還する方式（以
下「所得変動方式」といふ）が、収入変動にともなう支出の変動に
下駄になった定額金と個人金とを支出しない場合は、定額返還方式を選択し
てくれます。第二種年金では、定額返還方式のみとなります。

所得変動方式を選択した場合は、個人金と定額の間の差額を前額で提出し
なければならぬ。所得変動方式を選択した場合は、所得変動返還方式を利用す
ることができます。ただし、機関保証を受けられない場合は、所得変動返還方式を利用す
ることはできません。

希望する際は機関に願ひ出る必要があります。なお、貸与終
了後は定額返還方式から所得変動返還方式への変更が可能です。

[illegible]

- ② 選考方式として、推薦選考方式を選択した場合は、機関保証を選定することが必ず必要である。この選考方式の変更を届出したに於ける保証が人的保証の場合は、その材料費を支払ったうえで、機関保証に変更する必要がある。
- ③ 機関保証を選定した場合、機関保証の交付を受ける機関保証人（個人）と確実な責任を負う者の氏名、住所等を本会以外の連絡先として届け付けなければならない。
- ④ 選考方式として、推薦選考方式及び併用方式を選択し、機関中に推薦機関人又は保証人が存在しない場合は、機関保証制度の変更を申し出る必要がある。（上記②との関係で）

[illegible]

- (3) 機嫌が定まるまで返還留めを提出しない場合には、採用の時に滞ってしまふことになり、資格を失います。この書類に返還めを提出し、返還めを提出しない資格を失います。
- (6) 個人を推薦提出していない、奨学生は推薦書に「住民票の写し」を添付しなければなりません。なお、「住民票の写し」は個人番号が記載されていないものとします。
- (7) 奨学生保証人は、本人が未成年者の場合は親類者又は未成年後見人、本人が成年者の場合は原則として父母、未成年者又は成年兄弟姉妹又はこれに代わることのある者の生計を合むべきであります。未成年者又は成年兄弟姉妹を除く、親類は、原則として、奨学生の4親等以内（父母を除く）の親類でなければなりません。
- 【貸与期間の取扱い】

[illegible]

- (9) 第一種奨学金の長期履修課程に在学者の貸与終結率は、通常の課程における標準卒業年度の終結率とします。

者のうち、次のいずれかに該当する者とする。

イ 本邦に在留する者であつて、前項に規定した者の出入国管理に関する特別法（平成3年法律第71号）第3条の規定による法定特別在留資格として本邦に在留する者（昭和26年政令第319号）別表第2の在留者。日本人の配偶者等又は永住者の配偶者たる在留資格をもって本邦に在留する者又は家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者であつて、次に掲げる条件の全てに該当する者。

(イ) 2歳を超え、25歳に達するまでに日本国に入国した者。

(イ) 日本国の小学校等、中学校等、高等学校等を卒業した者。

(イ) 大学の卒業後、就いて引き続き本邦に在留する意思がある者と機構の長が認めた者。

ウ 本邦に在留する期間その他の条件を総合的に勘案して前号に掲げる者に準する機構の長が認めたもの。

[illegible]

- (13) 平成30年度以降に入学者が第一種奨学金の貸与を受ける場合は、申込時の収入所得額により、機微が定める基準を満たす場合に自宅又は自宅外月額の最高月額の貸与を受けることができる。
- 第一種奨学金においては、貸与月額は、機微の定める手続により変更することができる。ただし、採用時、自宅外月額の貸与月額を受けていた者が、自宅外月額に変わった場合は選考時に第一種奨学金貸与月額が更新（減）の届出が必要である。この届出を怠ると奨学金が停止されることがある（大学例は添く）。

[illegible]

②「利率固定方式」は、貸付終了時に奨学金の交付に充てた資金の借換えに充て

- [illegible]

(1) 第一、貸付期間中、機構が学
校の貸付金決定後は原則として
貸付金の利率の算定方法は、採
用した貸付金の利率の算定方法
と同一とする。ただし、貸付金の
利率の算定方法が、貸付金の利
率の算定方法と異なる場合は、貸
付金の利率の算定方法を、貸付
金の利率の算定方法と同一とし
るものとする。

(18) 奨学生は在学中学校長あてに毎年度「奨学金継続願」を提出し、継続賞与の適格認定を受けなければなりません。

- [illegible]

(1) 奨学金の返

[illegible]

- 半年は月返還方式を選択したものとみなす。なお、選択した返還方法は原則として変更できません。
- (3) 返還方式が定額返還方式の場合は、20年（月返還方式240回）以内に返還しなくてはならない。返還回数及び金額については返還方式により異なる。なお、第一学級及び第二学級の奨学金にあっては、貸与金額に定額返還方式を算出した金額が、第一学級奨学金（元本）に上乗せされた返還額が、元金計算により算出した金額である。なお、返還方式が定額返還方式かつ返還方式が変更された場合は返還方式として月返還方式以外の返還方式を選択していた場合、返還方式が月返還方式に変更された場合、**割賦金（元本・利子）の明細は、返還を開始する前までに返還明細書により通知しなければならない。**
- （4）返還開始日前に、貸与された奨学金の全部又は一部を繰上げて返還することができ、返還した金額は返還開始日に繰上返済となる。
- (5) 本人、連帯保証人又は保証人が、割賦金の返還を証済しなくては、支払督促の申立や強制執行などの法的手続を行うことがあり得る。なお、手続上は必ずしも本人が返済義務を負う必要はない。
- (6) 本人が借務（貸与を受けた金）の返還義務（延滞金及び滞り金等費用）の返還を証済し、機密が前面により期間の利益を失う旨の通知を受けた場合、返済を解消し、延滞金、滞り金等費用は滞り期間の利益を失い、前記借務金額を返還しなければならない。
- (7) 返還明細書に返還の手続きが完了した旨の通知を受けた後、返済を解消し、延滞金、滞り金等費用は滞り期間の利益を失い、前記借務金額を返還しなければならない。

「支払能力があるにもかかわらず制収金の返還を著しく怠った」と判断すること等により、一括請求します。

- (9) 口座番号（リード口座）による返金が適当でないと機構が判断した場合は、附金構成員は、この方法による返金に代り返還期日が100日未満の場合は、学生支援費附金として振り替える。
- (10) 本人、保護者、保証人及び保証人から返還期日を過ぎても返金されない場合は、またはその手続を完了させた後に機構がより低い債権回収率を算出する場合は、機構は所定の手続きを、またその後に返金請求より優先して携帯電話に実施することと同様に実施する。
- (11) 本條第2項と同義に基づき、専攻学費とに関する紛争について、機構の本部所在地を管轄する裁判所が唯一の専攻学費の合意裁判所とします。
- (12) 本條第2項と同義に基づき、専攻学費とに関する紛争について、機構の本部所在地を管轄する裁判所が唯一の専攻学費の合意裁判所とします。

(14) 本人、連帯保証人、保証人及び本人以外の連絡先について、住所・氏名・電話

- [illegible]

に於ける「個人番号」を「個人番号」とし、機械からの請求に応じて個人番号を利用すること及び地方税情報を利用することに同意したものとします。

3. 採用されなかった場合等の確認書兼同意書の取扱いに係る事項
採用されなかった場合、採用取消になった場合、賞与を受ける前に辞退した場合、この確認書兼同意書は無効となります。なお、その場合確認書兼同意書等は返却いたしません。学校又は機構が責任をもって廃棄いたします。
その他上記以外の取扱いについては、関係法令及び機構の「賞与奨学規程」その他の規程の定めによります。